

国の債権に係る情報の公表

公正取引委員会(一般会計)

歳入金債権の発生額及び消滅額等の推移

(単位:百万円)

	令和3年度								令和4年度								令和5年度							
	管理対象債権額			消滅額					管理対象債権額			消滅額					管理対象債権額			消滅額				
	前年度 以前発 生未消 滅債権 分	本年度発生分		前年度以前発生 分		本年度発生分			前年度 以前発 生未消 滅債権 分	本年度発生分		前年度以前発生 分		本年度発生分			前年度 以前発 生未消 滅債権 分	本年度発生分		前年度以前発生 分		本年度発生分		
合 計	1,390	1,374	15	1,224	1,214	1	10	-	2,662	2,332	330	2,390	2,174	0	216	-	102,065	101,935	130	101,880	101,777	-	103	-
備 考	(主な管理対象債権額)			(主な消滅額)					(主な管理対象債権額)			(主な消滅額)					(主な管理対象債権額)			(主な消滅額)				
	諸納付金債権 1,383 百万円			諸納付金債権 1,219 百万円					諸納付金債権 2,657 百万円			諸納付金債権 2,384 百万円					諸納付金債権 102,063 百万円			諸納付金債権 101,878 百万円				

※1 消滅額の項中「うち不納欠損額」は、歳入徴収官事務規程(昭和二十七年大蔵省令第百四十一号)第二十七条第一項各号に該当する金額の合計額であり、消滅額の内数。

※2 百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示している。

国の債権に係る情報の公表

公正取引委員会(一般会計)

歳入金債権の年度末現在額の推移

(単位:百万円)

	令和3年度末現在額									令和4年度末現在額									令和5年度末現在額									
	一般分(徴収停止分を除く。)							徴収停止分		一般分(徴収停止分を除く。)							徴収停止分		一般分(徴収停止分を除く。)							徴収停止分		
	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		合計			本年度発生債権分	前年度以前発生債権分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		合計			本年度発生債権分	前年度以前発生債権分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		合計			本年度発生債権分	前年度以前発生債権分	
	履行期限到来額	履行期限未到額	履行期限到来額	履行期限未到額	履行期限到来額	履行期限未到額	履行期限到来額			履行期限未到額	履行期限到来額	履行期限未到額	履行期限到来額	履行期限未到額	履行期限到来額	履行期限未到額			履行期限到来額	履行期限未到額	履行期限到来額	履行期限未到額	履行期限到来額	履行期限未到額	履行期限到来額			履行期限未到額
債権の種類																												
雑収入	165	-	5	159	0	159	5	-	-	272	-	114	158	-	158	114	-	-	184	-	26	158	-	158	26	-	-	
国有財産利用収入	0	-	-	-	0	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
利子収入	0	-	-	-	0	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
利息債権	0	-	-	-	0	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
納付金	164	-	5	158	-	158	5	-	-	272	-	114	158	-	158	114	-	-	184	-	26	158	-	158	26	-	-	
雑納付金	164	-	5	158	-	158	5	-	-	272	-	114	158	-	158	114	-	-	184	-	26	158	-	158	26	-	-	
諸納付金債権	164	-	5	158	-	158	5	-	-	272	-	114	158	-	158	114	-	-	184	-	26	158	-	158	26	-	-	
諸収入	1	-	-	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
弁償及返納金	0	-	-	-	0	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
留学費用償還金債権	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
返納金債権	0	-	-	-	0	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
損害賠償金債権	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
物品売払収入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
不用物品売払代債権	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
雑入	0	-	-	0	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
延滞金債権	0	-	-	0	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合 計	165	-	5	159	0	159	5	-	-	272	-	114	158	-	158	114	-	-	184	-	26	158	-	158	26	-	-	

※1 計数はそれぞれ単位未満切り捨てによっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

※2 百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示している。

(付表)

令和5年度

不納欠損額の内訳

内閣府（組織）公正取引委員会
一般会計

(単位：円)

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）	0	0	0	0	0	0	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）	0	0	0	0	0	0	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止）	0	0	0	0	0	0	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）	0	0	0	0	0	0	
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み）	0	0	0	0	0	0	
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が終了）	0	0	0	0	0	0	
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）	0	0	0	0	0	0	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務者が免責）	0	0	0	0	0	0	
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定）	0	0	0	0	0	0	

(付表)

令和4年度

不納欠損額の内訳

内閣府（組織）公正取引委員会
一般会計

(単位：円)

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）	0	0	1	124,724	1	124,724	返納金債権 124,724
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）	0	0	0	0	0	0	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止）	0	0	0	0	0	0	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）	0	0	0	0	0	0	
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み）	0	0	0	0	0	0	
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が終了）	0	0	0	0	0	0	
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）	0	0	0	0	0	0	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務者が免責）	0	0	0	0	0	0	
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定）	0	0	0	0	0	0	

(付表)

令和3年度

不納欠損額の内訳

内閣府（組織）公正取引委員会
一般会計

(単位：円)

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）	0	0	0	0	0	0	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）	0	0	0	0	0	0	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止）	0	0	1	1,980,921	1	1,980,921	諸納付金債権 1,980,921
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）	0	0	0	0	0	0	
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み）	0	0	0	0	0	0	
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が終了）	0	0	0	0	0	0	
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）	0	0	0	0	0	0	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務者が免責）	0	0	0	0	0	0	
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定）	0	0	0	0	0	0	